

# 独立行政法人国立美術館任期付研究員の就業に関する規則

平成22年11月26日

国立美術館規則第22号

[一部改正：令和6年3月21日 国立美術館規則第13号]

## (目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立美術館に勤務する任期付研究員の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 任期付研究員の就業に関し、労働協約、労働契約及びこの規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及びその他の法令の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この規則において任期付研究員とは、期間を定めた労働契約により1週間の所定の勤務時間が35時間、1日の所定の勤務時間が7時間で雇用するものをいい、かつ専門的事項の調査研究を行う業務、又はそれに準じた高度な専門的事項の知識と経験等を必要とする業務に就く者をいう。ただし、理事長が特に必要と認めた場合は、1週間の所定の勤務時間を38時間45分、1日の所定の勤務時間を7時間45分で雇用することができる。

## (身分)

第3条 任期付研究員は、独立行政法人国立美術館有期雇用職員就業規則（平成18年国立美術館規則第33号。以下「有期雇用職員就業規則」という。）第2条第1項第3号に規定する者とする。

## (契約期間)

第4条 任期付研究員の契約期間については、採用した日から3年（労基法において特に定めるものについては5年）を超えない範囲内で定める。

2 契約期間は、予算の状況、勤務実績の評価及び従事している業務継続の必要性等により更新できるものとする。ただし、更新は、採用した日から通算して5年を超えないものとする。

3 任期付研究員は、年齢が満65歳に達した日以後における最初の3月31日を越えて、労働契約を締結又は更新しないものとする。

4 契約の更新をした後、契約期間の満了により労働契約を終了させる場合、又は、雇入れの日から起算して1年を超える労働契約を終了させる場合（あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除く。）には、少なくとも当該契約の期間の満了する日の30日前までにその旨予告するものとする。

## (採用)

第5条 任期付研究員の採用は、選考によるものとし、選考は、原則として公募とする。

2 前項に定めるもののほか、選考に必要な事項は、独立行政法人国立美術館研究職員選考規則（平成21年国立美術館規則第11号）を準用する。

## (給与)

第6条 任期付研究員に支給することのできる給与の種類は、次のとおりとする。

### (1) 基本給

(2) 諸手当

- イ 扶養手当
- ロ 地域手当
- ハ 住居手当
- ニ 通勤手当
- ホ 超過勤務手当
- ヘ 休日出勤手当
- ト 夜勤手当
- チ 期末手当
- リ 勤勉手当

2 任期付研究員の月額基本給については、常勤の研究員に準じて決定する。決定方法は別に定める。

3 任期付研究員の給与に関する事項については、本規則に別段の定めがある場合を除き、独立行政法人国立美術館職員給与規則（平成18年国立美術館規則第17号）を準用する。

（退職手当）

第7条 任期付研究員には、退職手当を支給しない。

（勤務時間・休暇等）

第8条 任期付研究員の勤務時間・休暇等に関する事項については、第2条に定めるもののほか、独立行政法人国立美術館勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（平成18年国立美術館規則第18号）（第23条を除く。）を準用する。理事長が特に必要と認めた者以外は、1週間の勤務時間を35時間、1日の勤務時間を7時間に読み替える。

（育児休業等）

第9条 任期付研究員の育児休業等については、有期雇用職員就業規則第37条から第51条の規定を準用する。

（就業規則の準用）

第10条 任期付研究員の就業については、この規則に定めるもののほか、独立行政法人国立美術館職員就業規則（平成18年国立美術館規則第16号）（第11条、第12条、第18条、第19条、第21条、第37条及び第51条を除く。）を準用する。

（職務内容等）

第11条 任期付研究員の職務内容、勤務場所その他必要な事項は、毎年、職員の配置状況及び業務上の必要等を勘案して決定することとする。

（実施に関し必要な事項）

第12条 この規則に定めるもののほか、本規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年11月26日から施行する。

附 則（平成26年1月28日 国立美術館規則第15号）

この規則は、平成26年2月1日から施行する。

附 則（令和6年3月21日 国立美術館規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年3月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（雇用の上限年齢の経過措置）

- 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの期間において、第4条第3項中満65歳とあるのは、同項の規定にかかわらず、次の表の第1欄に掲げる期間に応じて、第2欄の字句のとおり読み替える。

1. 期間	2. 年齢
令和5年4月1日～令和7年3月31日	満61歳
令和7年4月1日～令和9年3月31日	満62歳
令和9年4月1日～令和11年3月31日	満63歳
令和11年4月1日～令和13年3月31日	満64歳